

庄内町告示第157号

令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月12日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 移住支援補助金（第4条—第10条）
- 第3章 移住者雇用促進補助金（第11条—第17条）
- 第4章 テレワーク移住補助金（第18条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を起因として県外から本町に移住する若者並びに移住者を雇用する町内事業所に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外に居住していた者が、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (2) 県内企業等 県内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体をいう。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
  - ロ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当する者
  - ハ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者
  - ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると町長が認める者
- (3) 正規雇用 次に掲げる要件のいずれにも該当する雇用形態をいう。
  - イ 期間の定めのない雇用であること。
  - ロ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働

契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者であること。

ニ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条に規定する被保険者であること。

(4) U I Jターン者 県外から本町に移住し、かつ、県外へ居住していた期間が、本町へ移住する日の前日から連続して4年以上である者をいう。

(5) 同居親族 移住前に県外においてU I Jターン者と同一世帯に属し、かつ、移住後に当該U I Jターン者と同居する親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）をいう。

(6) 町内事業所 町内に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体で、庄内町商工会に加入しているものをいう。

(7) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

（補助金の種類及び内容）

第3条 補助金の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 若者U I Jターン移住支援補助金（以下「移住支援補助金」という。） U I Jターン者の移住及び就業を支援するため、補助金を交付する。

(2) 若者U I Jターン移住者雇用促進補助金（第3章において「移住者雇用促進補助金」という。） 町内事業所が、U I Jターン者（移住支援補助金の申請者に限る。）を正規雇用労働者として新たに雇い入れた場合に、その雇用経費を支援するため、補助金を交付する。

(3) 若者U I Jターンテレワーク移住補助金（第4章において「テレワーク移住補助金」という。） 県外で就労し、かつ、移住後もテレワークにより当該就労を継続するU I Jターン者に対し、補助金を交付する。

## 第2章 移住支援補助金

（移住支援補助金交付対象者）

第4条 移住支援補助金の交付の対象となる者は、U I Jターン者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住支援補助金の交付を申請する者（以下「移住支援申請者」という。）が、移住の日前後3月以内に県内企業等に就職し、かつ、就職した日から起算して3月以上、当該県内企業等に継続して勤務していること。

(2) 移住支援申請者が、規則第4条の規定により移住支援補助金の交付を申請する日（以下「移住支援補助金申請日」という。）から継続して5年以上本町に居住する意思を有していること。

(3) 移住支援申請者が、就職した県内企業等の代表者と3親等以内の親族関係にないこと。

(4) 移住支援申請者が、国又は地方公共団体の職員でないこと。

(5) 移住支援申請者（同居親族がある場合は、当該同居親族を含む。以下「移住支援申請者等」という。）が、移住支援補助金申請日において満46歳未満であること。

(6) 移住支援申請者等が、市町村税等（国民健康保険税を含む。以下同じ）を滞納して

いないこと。

(7) 移住支援申請者等が、この要綱に基づく補助金と目的を同じくする国若しくは県が行う事業による補助金等又は令和3年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（令和3年庄内町告示第70号）若しくは令和3年度庄内町移住新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年庄内町告示第74号）に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者でないこと。

（移住支援補助金の額）

第5条 移住支援補助金の額は、一の移住支援申請者につき100万円とする。

（移住支援補助金の交付申請）

第6条 規則第4条に規定する移住支援補助金の交付申請書（第8条において「移住支援交付申請書」という。）は、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（移住支援補助金）交付申請書（様式第1号）によるものとし、令和4年2月15日までに町長に提出しなければならない。

（移住支援補助金の交付の条件）

第7条 町長は、規則第6条第2項の規定により移住支援補助金の交付の決定を受けた者は、移住支援補助金申請日から起算して5年を経過する日まで本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住することを条件として付するものとする。

（移住支援補助金の実績報告、額の確定通知の特例等）

第8条 規則第13条の規定による移住支援補助金の実績報告書は、移住支援交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 移住支援申請者等が移住する日前4年間に居住していた市区町村の住民票の除票の写し

(3) 労働条件通知書等正規雇用されたことを証明する書類の写し

(4) 就業証明書（様式第3号）

(5) 移住申請者等の市町村税等の納税証明書

(6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び健康保険被保険者証（保険者番号及び被保険者記号・番号にマスキングを施したもの）の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、移住支援交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定による移住支援補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による移住支援補助金の確定額とし、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（移住支援補助金）交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）により移住支援申請者にこれを通知するものとする。

（移住支援補助金の交付決定の取消し）

第9条 町長は、移住支援補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援補助金の交付を受けたとき。

- (2) 規則又は第7条の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 規則第16条第3項の規定による移住交付決定の取消しの通知は、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（移住支援補助金）交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（移住支援補助金の返還）

第10条 規則第17条の規定により移住支援補助金の返還を命ずる額は、全額とし、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（移住支援補助金）返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

### 第3章 移住者雇用促進補助金

（移住者雇用促進補助金交付対象者）

第11条 移住者雇用促進補助金の交付の対象となる者は、町内事業者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公共職業安定所又は就職情報サイト等に求人登録をしていること。
- (2) 正規雇用労働者として新たに雇用された移住支援申請者（以下「対象労働者」という。）を3月以上雇用していること。
- (3) 町税（個人事業者の場合は、国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者でないこと。

（移住者雇用促進補助金の額）

第12条 移住者雇用促進補助金の額は、一の対象労働者につき60万円とする。

（移住者雇用促進補助金の交付申請）

第13条 規則第4条に規定する移住者雇用促進補助金の交付申請書（第15条において「雇用促進交付申請書」という。）は、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（移住者雇用促進補助金）交付申請書（様式第7号）によるものとし、令和4年2月15日までに町長に提出しなければならない。

（移住者雇用促進補助金の交付の条件）

第14条 町長は、規則第6条第2項の規定により移住者雇用促進補助金の交付の決定を受けた者は、対象労働者を雇用した日から起算して6月を経過する日まで継続雇用することを条件として付するものとする。

（移住者雇用促進補助金の実績報告、額の確定通知の特例等）

第15条 規則第13条の規定による移住者雇用促進補助金の実績報告書は、雇用促進交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第8号）
  - (2) 対象労働者に係る3月分の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し
  - (3) 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (4) 町税（個人事業者の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、雇用促進交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定による移住者雇

用促進補助金の確定額とし、令和3年度庄内町若者U I J ターン支援補助金（雇用促進補助金）交付決定及び交付額確定通知書（様式第9号）により申請者にこれを通知するものとする。

（移住者雇用促進補助金の交付決定の取消し）

第16条 町長は、移住者雇用促進補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により移住者雇用促進補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又は第14条の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 規則第16条第3項の規定による交付決定の取消しの通知は、令和3年度庄内町若者U I J ターン支援補助金（移住者雇用促進補助金）交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（移住者雇用促進補助金の返還）

第17条 規則第17条の規定により移住者雇用促進補助金の返還を命ずる額は、全額とし、令和3年度庄内町若者U I J ターン支援補助金（移住者雇用促進補助金）返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

#### 第4章 テレワーク移住補助金

（テレワーク移住補助金交付対象者）

第18条 テレワーク移住補助金の交付の対象となる者は、U I J ターン者であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) テレワーク移住補助金の交付を申請する者（以下「テレワーク申請者」という。）の県外で就労していた期間が、移住する日の前日から連続して前6月以上であり、かつ、移住後もテレワークにより当該就労を継続すること。
- (2) テレワーク申請者が、規則第4条の規定によりテレワーク移住補助金の交付を申請する日（以下「テレワーク移住補助金申請日」という。）から連続して2年以上本町に居住する意思を有していること。
- (3) テレワーク申請者（同居親族がある場合は、当該同居親族を含む。以下「テレワーク申請者等」という。）が、テレワーク移住補助金申請日において満46歳未満であること。
- (4) テレワーク申請者等が、市町村税等を滞納していないこと。
- (5) 移住後に同居親族がある場合、そのいずれもがテレワーク移住補助金の交付の申請をしていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとする者でないこと。

（テレワーク移住補助金の額）

第19条 テレワーク移住補助金の額は、次の各号に掲げるテレワーク申請者等の同居親族の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 移住後に同居親族がない場合 30万円
- (2) 移住後に同居親族がある場合 50万円

（テレワーク移住補助金の交付申請）

第20条 規則第4条に規定するテレワーク移住補助金の交付申請書（第22条において「テレワーク移住交付申請書」という。）は、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（テレワーク移住補助金）交付申請書（様式第1号）によるものとし、令和4年2月15日までに町長に提出しなければならない。

（テレワーク移住補助金の交付の条件）

第21条 町長は、規則第6条第2項の規定によりテレワーク移住補助金の交付の決定を受けた者は、テレワーク移住補助金申請日から起算して2年を経過する日まで本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に居住することを条件として付するものとする。

（テレワーク移住補助金の実績報告、額の確定通知の特例等）

第22条 規則第13条の規定によるテレワーク移住補助金の実績報告書は、テレワーク移住交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) テレワーク申請者等が移住する日前4年間に居住していた市区町村の住民票の除票の写し
- (3) テレワークにより就労していることを証明する書類
- (4) テレワーク申請者等の市町村税等の納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、テレワーク移住交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、規則第5条第1項の規定によるテレワーク移住補助金の交付の決定額をもって規則第14条の規定によるテレワーク移住補助金の確定額とし、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（テレワーク移住補助金）交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）により申請者にこれを通知するものとする。

（テレワーク移住補助金の交付決定の取消し）

第23条 町長は、テレワーク移住補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段によりテレワーク移住補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 規則又は第21条の規定により付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 規則第16条第3項の規定によるテレワーク移住補助金の交付決定の取消しの通知は、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（テレワーク移住補助金）交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（テレワーク移住補助金の返還）

第24条 規則第17条の規定によりテレワーク移住補助金の返還を命ずる額は、全額とし、令和3年度庄内町若者U I Jターン支援補助金（テレワーク移住補助金）返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

## 第5章 雑則

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、令和3年4月1日以後に移住するU I J ターン者について適用する。